

# 独立行政法人国立病院機構小倉医療センターにおける 売店・食堂の設置・運営者の公募の公示

令和3年4月1日から当病院内における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための売店及び食堂の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和3年10月18日

独立行政法人国立病院機構

小倉医療センター院長 山下 博徳

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

独立行政法人国立病院機構小倉医療センターにおける売店・食堂の設置・運営事業

### (2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための売店・食堂の運営の全般を実施する。

### (3) 貸付(運営)期間

令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日（3年間）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新しない。

## 2. 参加資格、選定基準及び評価基準

### (1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、同種事業について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ④ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

### (2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

#### 評価者

企画提案書の審査は、「小倉医療センター売店・食堂設置・運営審査評価者」（以下「評価者」という。）にて行います。評価者は経理責任者である院長が、当病院に所属する役職員（当該業務の直接契約業務に従事する者を除く）の中から指名し構成されます。

#### 選定

企画提案書の内容について、評価項目に従い総合評価を行います。（但し、項目により点数が異なります。）運営者の決定については、評価を点数化し、見積書提出者（以下「提出者」という。）の立会のもと見積書の開封を行い、予定価格の範囲内で見積書を提出した者のうち合計点が最も高い者を第一交渉権者とします。

評価内容（詳細については別紙）

①企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

②担当予定のスタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

③売店・食堂の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

⑤賃借料見積の妥当性

選定後の手続き

第一交渉権者として選定された提出者は、詳細な業務仕様について当院と協議を行います。協議が整わず、契約できる見込みがないときは、第二交渉権者と契約に向けて協議します。

### 3. 手続等

(1) 担当課・係

〒802-8533 福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10番1号  
独立行政法人国立病院機構小倉医療センター 事務部 企画課  
電話093-921-8881（内線8401）

(2) 説明書の交付期間及び場所等

①交付期間

令和3年10月18日(月)から令和3年12月24日(金)まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」に同じ

(3) 疑義照会について

上記(1)の場所に令和3年12月17日(金)までに文書にて提出すること。

(4) 参加希望者の登録・企画書・見積書の提出期限、提出場所及び方法

①登録期限 令和3年12月24日(金) 17時00分

②提出場所及び方法 「(1)」に同じ(別紙「応募申込書」「企画書」「見積書」を持参又は郵送)

(5) 企画書のプレゼンテーション実施日及び場所

プレゼンテーションは予定していない。(必要に応じてヒアリングの実施及び販売物品のサンプル等の提供を依頼する。)

(6)見積書の開封時間及び場所

- ①開封時間 令和4年1月14日(金) 10時00分
- ②開封場所 小倉医療センター1階会議室

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効
- (2) 契約書作成の要否 …… 要(定期建物賃貸借契約による予定)
- (3) 企画書のヒアリング ……必要に応じて実施
- (4) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3. (1)」に同じ
- (5) 詳細は、説明書による